



2025年11月14日号
103万円の壁が引き上げられます！

社会保険労務士法人桑原事務所
1分でわかる！
会社を成長させるための
桑原事務所メルマガ通信

みなさま、おはようございます。
つい最近まではアイスコーヒーを飲んでいたのに、いつの間にか、あたたかいコーヒーに
心が和む季節になりましたね。

さて、今回のテーマは「103万円の壁」です。
「103万円の壁ってなに？実は良く分かってない…」「引き上げられるって聞いたけど、
いくらになるの？」と疑問を持たれている方、ぜひ今回のメルマガをご一読ください！

- Q. そもそも、103万円の壁ってなに？
- A. 所得税に関する壁のひとつです。ふたつの意味があります。
- ①本人の所得税が発生する年収ライン
- ②所得税法上の扶養でいることができる（扶養する側が扶養控除を受けられる）年収ライン

- Q. 法改正でどうなるの？
- A. 令和7年12月から、以下のように引上げられます（所得は給与収入のみと仮定）。

① 本人の所得税が発生する年収ライン

影響	改正前	改正後
本人の所得税が発生	103 万円	160 万円
	給与所得控除 55 万円 + 基礎控除 48 万円	給与所得控除 65 万円 + 基礎控除 95 万円

② 所得税法上の扶養でいることができる（扶養する側が扶養控除を受けられる）年収ライン

影響	改正前	改正後
扶養する側の所得税が UP	103 万円以下	123 万円以下※
	所得 48 万円以下	所得 58 万円以下

※123 万円を超えても、扶養される側が配偶者等の場合は、一定の所得に達するまでは、扶養する側は引き続き所得控除を受けることができる（配偶者特別控除、特定親族特別控除）

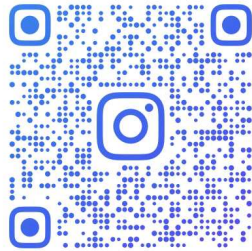
★そのほかのお知らせ★

19歳以上23歳未満の親族について、健康保険の被扶養者の年収要件が改正されました！！（令和7年10月1日）

年収130万円未満⇒**年収150万円未満**！！

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

社会保険労務士法人桑原事務所
〒747-0064 山口県防府市高井1143-1
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)
FAX:0835-26-0023
MAIL: info@kuwasr.net



@KUWAHARA.SR

桑原事務所インスタグラム

<https://www.instagram.com/kuwahara.sr/?igshid=NTc4MTlwNjQ2YQ%3D%3D>

